

税務関連の届出

区分	届出書類	提出期限	提出先	届出の事由など
個人	個人事業の開業・廃業等届出書	事業の開始等の事実があった日から1月以内	所轄税務署	個人で事業を始めるとき
	所得税の青色申告承認申請書	青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、事業を開始した場合には、2月以内。）	所轄税務署	青色申告にしたい
	給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所になった日から1か月以内	所轄税務署	従業員を雇うとき
	青色事業専従者給与に関する届出書	適用をうけようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後、事業を開始した場合には、2月以内。）	所轄税務署	青色専従者給与額を必要経費に参入しようとするとき
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	特になし。翌月から適用	所轄税務署	給与の支給人員が常時10人未満で、納期の特例制度の適用を受けようとするとき
	所得税の棚卸資産の評価方法・原価償却資産の償却方法の届出書	最初の確定申告のときまで	所轄税務署	届出がない場合は、棚卸資産は最終仕入原価法、減価償却は定額法
	個人の事業開始申告書	開業後15日以内	府税事務所	
法人	法人設立届出書	法人設立の日から2ヶ月以内	所轄税務署	法人を設立したとき（定款等の写しや履歴事項全部証明書などの定められた書類の添付が必要）
	青色申告承認申請書（青色申告したいとき）	法人設立の日から3ヶ月以内または最初の事業年度の終了日のいずれか早い日の前日まで	所轄税務署	青色申告したい時
	給与支払事務所等の開設届出書	給与支払事務所になった日から1ヶ月以内	所轄税務署	従業員を雇うとき
	棚卸資産の評価方法の届出書	最初の事業年度の確定申告の提出期限まで	所轄税務署	届出がない場合には、最終仕入原価法
	減価償却資産の償却方法の届出書	最初の事業年度の確定申告の提出期限まで	所轄税務署	届出がない場合には、減価償却は定率法となる
	法人事業開始申告書	開業後15日以内	府税事務所	事務所・事業所を県内に新たに開設した際に提出（添付書類:登記簿謄本の写し,定款の写し）